

令和6年12月10日招集

令和6年

第6回若桜町議会定例会会議録

(令和6年12月12日)

若桜町議会事務局

令和6年第6回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和6年12月12日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫
	町 民 課 長	川戸 康之	企画政策課長	谷本 剛
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	中島 毅彦
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

会議の顛末
本会議（12月12日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第78号 専決処分の承認について、
専決第4号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第79号 専決処分の承認について、
専決第5号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第80号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第81号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題

とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり
可決されました。

日程第5

議案第82号 令和6年度若桜町介護保険
事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし
ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり

可決されました。

日程第6

議案第83号 令和6年度若桜町簡易水道
事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり
可決されました。

日程第7

議案第84号 令和6年度若桜町下水道事
業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第85号 若桜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第86号 若桜町包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第87号 町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第88号 若桜町ふるさと応援寄付条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 88 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 12

議案第 89 号 若桜町表彰条例の一部改正
について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 89 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 13

議案第 90 号 鳥取県町村総合事務組合規
約の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 90 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 14

「閉会中の継続調査」について、を議題と
します。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営
委員会並びに各特別委員会から、会議規則第
75 条の規定により、お手元に配布しました
申出書のとおり、「閉会中の継続調査」の申出
があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、「閉会中の継続調
査」とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、
「閉会中の継続調査」とすることに決定しま
した。

日程第 15

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については会議規則第 127 条の
規定によってお手元に配布しました議員派遣
の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案
のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和6年第6回若桜町議会定例会を閉会し
ます。
ご苦労さまでした。

午前10時15分 閉 会